

公立病院改革プランの概要

団 体 名		豊浦町					
プ ラ ン の 名 称		豊浦町国民健康保険病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年		3月		18日	
対 象 期 間		平成 21年度		～		平成 25年度	
病 院 の 現 状	病 院 名	豊浦町国民健康保険病院					
	所 在 地	北海道虻田郡豊浦町字東雲町16番地1					
	病 床 数	一般病棟 60床					
	診 療 科 目	内科、外科、小児科、理学診療科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>当院は、町内唯一の医療機関であり、へき地医療の中核を担っている第一次医療機関として、町民の健康維持・救急医療などを行なっている。</p> <p>近隣の医療機関として、洞爺湖町の社会福祉法人北海道社会事業協会洞爺病院(距離7.0km、所要時間32分)、伊達市の総合病院伊達赤十字病院(距離21.1km、所要時間44分)がある。今までも、急変した入院患者や当院で診れない救急患者を近隣及び室蘭市の医療機関へ紹介及び転院し、連携を図っている。さらに、特別養護老人ホームや介護老人保健施設との連携、保健・介護・福祉の各分野と一体となって疾病予防、介護予防に取り組んでいる。</p> <p>また、当院の受診者のほとんどが高齢者である。本町の自立計画では今後、高齢化に伴う高齢者人口が増加すると推計しており、これを考えると人口は減少しても受診者数はほぼ横這いで推移すると考えられる。</p> <p>以上のことから、今後も今まで同様に地域住民の疾病予防・健康維持を図るべく、地域の中核病院として役割を担っていくこととする。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>本町の考え方としては、総務省通知の「地方公営企業繰出金について」の繰出基準を基本とし、病院事業に係る地方交付税措置額内とする。</p> <p>なお、繰出しを必要とする額が地方交付税措置額を上回った場合、超える額は当院の内部留保資金で補填する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業債元利償還金のうち利息額の1/2相当額 ○不採算地区病院の運営に要する経費 ○医師及び看護師等の研究研修に要する経費の1/2 ○経営研修に要する経費の1/2 ○共済追加費用の負担に要する経費 ○基礎年金拠出金公的負担に要する経費 					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	102.1	104.5	103.2	100.0	100.0	
	医業収支比率	91.0	86.6	85.8	83.0	81.1	
	不良債務比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	職員給与費比率	53.2	54.4	57.1	60.7	63.7	
	病床利用率	78.9	75.0	75.0	75.0	75.0	
上記目標数値設定の考え方		<p>経常収支比率は、平成18年度を除き経常黒字で推移している。計画期間中もこの水準を維持する。</p> <p>病床利用率と当院規模における15対1入院基本料算定上の職員数から考えると、1日平均入院患者数は45人が妥当であり、収支的にも黒字化が見込める。しかし、この患者数を基本に考えると、診療報酬の改定による医業収益の減収、定期昇給による給与費の増額が見込まれ職員給与費比率は増加する。計画期間中は比率を抑制するため、収益増収対策について検討及び見直しを図る。</p> <p>(経常黒字化の目標年度: 年度)</p>					

				団体名 (病院名)	豊浦町 (豊浦町国民健康保険病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
1日入院患者数		46.3	45.0	45.0	45.0	45.0	
1日外来患者数		96.1	92.0	90.0	90.0	90.0	
救急受入患者数		51	45	50	50	50	
平均在院日数(一般)		44.9	43.2	43.2	43.2	43.2	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	<p>○本町は平成19年度より人事評価制度を導入しており、当院においても人事評価を行なっている。</p> <p>○民間委託に関して、院内の各種業務においては現在のところ、臨床検査(一部)、洗濯(一部)、寝具リースとなっている。その他の業務においては、給食、清掃について一度見積もりを徴取し比較したところ、委託する場合と費用は変わりがない。今後、民間委託できる業務について、改革プランの見直し時期ごとに見積もりを徴取し、比較検討する。</p> <p>○医薬品、診療材料の購入に関して、継続して使用している物は4月と10月に数社から見積もりを徴取、新規購入分はその都度数社から見積もりを徴取し経費削減を図っている。また、医薬品の在庫は現在30日分となっているが、平成21年度中には20日分とする。診療材料の在庫については、5日分となっているので現状維持とする。</p>				
		事業規模・形態の見直し	<p>○当院の受診者のほとんどが高齢者であり、本町在住者である。本町の自立計画では今後、高齢化に伴う高齢者人口が増加すると推計しており、これを考えると人口は減少しても受診者数はほぼ横這いで推移すると考えられる。また、高齢者は町外の医療機関を受診するとしても、長時間かけて行くことに抵抗があり、移動手段も限られるため当院を受診する。</p> <p>さらに、平成19年度は当院から他院へ164人紹介している。地域住民は当院を一次医療機関として利用し、二次、三次の医療については他院を紹介してもらえ、治療することができる安心感をもっている。</p> <p>また、病床利用率においても、今後受診者の数が横這いと考えると、70%以上は維持できることから、当面現在の規模、形態で運営する。</p> <p>なお、有床診療所(19床)と無床診療所へ転換した場合の試算をすると、前者は約292,622千円の赤字、後者は94,545千円の赤字となる。</p>				
		経費削減・抑制対策	<p>○全職員において、常日頃より経費削減に対する意識は高い。医薬品、診療材料についても、在庫圧縮と見積徴取による安価なものの採用を徹底している。また、医療機器購入等に関して当院に見合った機器の導入により購入価格の抑制、さらには、医療機器等の保守、修繕に関し見積徴取及び価格交渉による経費削減、省エネルギー対策等も徹底して行なっている。</p> <p>今後も、現在と同様に経費削減を徹底して行なうこととする。</p>				
		収入増加・確保対策	<p>○収入の増加として、入院時食事療養(I)算定、15対1入院基本料の維持、在院日数の短縮を行なっている。また、特定健診及び町実施の各種検診を受託、医師との連携による請求漏れ・減点对策の徹底を図り、収入の増加及び確保を図っている。</p> <p>さらに、未収金についても未納者に対する催告書の送付、電話催告及び自宅への訪問による面談を行ない減らしている。</p> <p>今後、平成21年度中に差額ベット代、入院時の電気使用料、職員及び患者家族に対する給食代等、各種保険外の料金についても見直しを図ることとする。また、請求業務の精度向上及び収益増加を図るため、コンサルタント業者へレセプト内容の調査分析を依頼する。</p>				
		その他	<p>○平成21年度中において、今後の当院の運営等に関し参考とするため、町民アンケートを実施する。</p> <p>○現在、職員の技術及び資質の向上を図るため院内研修を行っているが、今後も継続し、さらに接遇の向上も図るべく研修を実施する。</p>				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	80.6%	18年度	66.1%	19年度	78.9%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<p>○現在の建物は、平成9年から10年にかけて改築したものである。当面、施設の増改築は考えていない。</p> <p>また、病床数に関しては、病院改築前に各方面からの意見集約と周辺医療機関の状況を考慮しながら検討し、67床から60床に減床している。</p> <p>今後患者数に変動がないことが考えられ、病床利用率も70%を超えており、さらに地方交付税も病床数に1床当たり金額を乗じて交付されていることから、見直しは当面行なわないこととする。</p>					

団体名 (病院名)	豊浦町 (豊浦町国民健康保険病院)
--------------	----------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当院が所在する西胆振圏域には、下記の公立及び公的病院が開設されている。 豊浦町国民健康保険病院(60床)、社会福祉法人北海道社会事業協会洞爺病院(洞爺湖町295床)、総合病院伊達赤十字病院(伊達市374床)、市立室蘭総合病院(室蘭市609床)、			
	都道府県医療計画等における今後の方向性	北海道の「自治体病院等広域化・連携構想」によれば、道内を30区域に分け、その一つの区域において当院は唯一の自治体病院であり、不良債務はないものの、比較的小規模のため、区域内の中核的な病院との連携のもとに、診療所化を含めて規模の適正化を検討すべきものとされている。			
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成20年7月 平成21年3月	<内容> 北海道、市町、医療機関、関係団体、住民代表からなる「自治体病院等広域化・連携西胆振地域検討会議」を設置。この会議は、30区域のうちの一つ室蘭市、登別市の区域も西胆振圏域にあることから、この区域を合わせた圏域全体で検討を進める。 上記会議においては、市立室蘭総合病院、豊浦町国民健康保険病院ともに現状維持、西胆振圏域の病院間で協力体制をとることで協議完了。		
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年度中	<内容> 経営形態については現状を維持しつつ、医師、医療スタッフの効率よい配置、経費削減等を併設の介護老人保健施設の運営も視野に入れ、関係機関と協議し経営全般の見直しを検討する。		
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	既存の「豊浦町国民健康保険病院運営検討委員会」を活用して、毎年度、町議会にて認定された決算と併せて改革プランの取組状況の点検・評価・公表を行なう。 また、改革プランの内容の変更等に際しても当該委員会において審議し、意見等を反映させる仕組みとする。			
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	年1回(1月)			
その他特記事項					

(別紙)

団体名 (病院名)	豊浦町 (豊浦町国民健康保険病院)
--------------	----------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収	1. 医業収益 a	525	619	588	588	582	582	
	(1) 料金収入	512	604	574	574	568	568	
	(2) その他	13	15	14	14	14	14	
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0	
	2. 医業外収益	192	103	149	144	142	159	
	(1) 他会計負担金・補助金	172	84	128	126	124	141	
	(2) 国(県)補助金	3	2	0	0	0	0	
	(3) その他	17	17	21	18	18	18	
	経常収益(A)	717	722	737	732	724	741	
	入	1. 医業費用 b	718	680	679	685	701	718
(1) 職員給与費 c		380	329	320	336	353	371	
(2) 材料費		207	222	213	213	213	213	
(3) 経費		68	64	63	63	63	63	
(4) 減価償却費		61	58	76	70	67	66	
(5) その他		2	7	7	3	5	5	
2. 医業外費用		29	27	26	24	23	23	
(1) 支払利息		26	24	23	21	20	20	
(2) その他		3	3	3	3	3	3	
経常費用(B)		747	707	705	709	724	741	
経常損益(A)-(B)(C)		▲30	15	32	23	0	0	
特別損益		1. 特別利益(D)	0	0	0	0	0	0
		2. 特別損失(E)	0	0	0	0	0	0
	特別損益(D)-(E)(F)	0	0	0	0	0	0	
純損益(C)+(F)	▲30	15	32	23	0	0		
累積欠損金(G)	0	0	0	0	0	0		
不良債務	流動資産(ア)	645	865	798	741	684	635	
	流動負債(イ)	50	49	49	49	49	49	
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	
	不良債務(オ)	0	0	0	0	0	0	
差引{(イ)-(エ)}-[(ア)-(ウ)]	0	0	0	0	0	0		
単年度資金不足額(※)	0	0	0	0	0	0		
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	96.0	102.1	104.5	103.2	100.0	100.0		
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	73.1	91.0	86.6	85.8	83.0	81.1		
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	72.4	53.2	54.4	57.1	60.7	63.7		
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
病床利用率	66.1	78.9	75.0	75.0	75.0	75.0		

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=(「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=(「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	豊浦町 (豊浦町国民健康保険病院)
--------------	----------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	0	25	11	0	0	0	
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(県)補助金	0	6	3	0	3	3	
	7. その他	0	2	0	0	0	0	
	収入計 (a)	0	33	14	0	3	3	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	
	純計(a)-(b)+(c) (A)	0	33	14	0	3	3	
	支 出	1. 建設改良費	7	54	24	3	5	5
		2. 企業債償還金	84	86	87	86	78	47
		3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
4. その他		0	0	0	0	0	0	
支出計 (B)		91	140	111	89	83	52	
差引不足額 (B)-(A) (C)		91	107	97	89	80	49	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	7	21	67	57	57	49	
	2. 利益剰余金処分額	84	86	30	32	23	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	0	0	0	0	0	0	
	計 (D)	91	107	97	89	80	49	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(0) 172	(0) 84	(0) 128	(0) 126	(0) 124	(0) 141
資本的収支	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
合計	(0) 172	(0) 84	(0) 128	(0) 126	(0) 124	(0) 141

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。